

## 会議録

会議の名称	令和5年度 第2回加東市障害者支援地域協議会
開催日時	令和5年9月4日（月）13時30分～15時15分
開催場所	加東市役所 302会議室
【出席及び欠席委員の氏名】	
〈出席委員〉 9人 石倉健二、森下智行、神納伸午、石原敬三、大西ひとみ、百田雅樹、小林茂、丸山正人、安田末子 〈欠席委員〉 3人 橋本俊也、竹内司、渡邊尚樹	
【出席した事務局職員の氏名及びその職名】	
・健康福祉部 部長 近澤 孝則 ・健康福祉部社会福祉課 課長 北島 崇裕 ・健康福祉部社会福祉課 副課長 篠田 玲子 ・健康福祉部社会福祉課 主査 野津 智哉 ・健康福祉部社会福祉課 主査 大木 千尋 ・健康福祉部社会福祉課 主査 伊藤 充紀 ・加東市障害者相談支援センター 所長 原 尚浩	
【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】	
1 議事 （1）加東市障害者基本計画（素案）について	
2 会議の経過 別紙「令和5年度 加東市障害者支援地域協議会（第2回）会議経過」のとおり	
3 会議資料名 ・加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）	

別紙「令和5年度 加東市障害者支援地域協議会（第2回）会議経過」

発言者	会議の経過/発言内容
	<p>1 開会 2 あいさつ 3 議事</p> <p>[議事内容]          (事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」P5、P57～P60 の説明)</p>
委員長	何か質問ありますか。
委員	本文中では、「健やか」を漢字表記になっていますが、基本目標の中では、「すこやか」と仮名表記になっています。これは何か意味があるのでしょうか。
委員長	平仮名で統一する方がいいと思います。  では、第2章の施策の展開で、六つの柱が立っていますので、柱の一つずつ確認を進めていきたいと思います。
事務局	(事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」P62～P65 の説明)
委員長	何か質問ありますか。 無いようですので、次の説明について事務局お願ひします。
事務局	(事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」P66～P68 の説明)
委員長	何か質問ありますか。
委員	市役所等での特別支援学校生の職場実習のところで、これまで公的機関においては、障害者就業・生活支援センターの支援は入れなかつたが、この度、就職前から障害者就業・生活支援センターに登録をして支援を受けている方については、公的機関での支援を継続して行えることになりました。特別支援学校の生徒以外でも、就職前から障害者就業・生活支援センターの支援を受けている方であれば、実習についても支援ができるので、こちらの表記を特別支援学校生「等」にしたらいいと思うのですが、いかがですか。
委員長	必要な修正だと思いますので、特別支援学校生の後に「等」の追記をお願いします。

事務局	「等」と追記するより、もっと踏み込んだ修正案はありますか。
委員	特別支援学校に限らず、障害のある方も全般という意味で、生徒を含む障害のある方の実習の支援も障害者就業・生活支援センターが入れるという事を盛り込めたら良いと思います。
委員長	「公共機関等での雇用の推進」となっていますが、障害のある方の職場実習としても大丈夫ですか。
委員	障害者就業・生活支援センターとの連携という事も入れてもいいと思います。実習の部分でも関わっていくことができますので。
事務局	特別支援学校の実習以外で、市役所とか公的機関に実習に入られるケースというのは、どういうケースを想定されていますか。
委員	これまで公的機関への就職を目指している方の支援ができなかったので、まだ例としてはありませんが、まず職場見学をして、体験ではなく、雇用前実習をして、その中に障害者就業・生活支援センターが入り、就職につなげるというような支援を行っています。この形が公的機関でも取れるようになると思っています。
事務局	例えば市役所のほうで、事前に研修という形で入るのですか。
委員	例えば、一緒に就職活動している対象の方が、加東市役所の求人に対して応募したいとなれば、応募に向けて履歴書と一緒に作ったり、可能であれば、面接に同席するとかの支援をします。それまでの間に、見学や雇用前実習がもし可能であれば、その機会にも一緒に入り、本人と職場の間に入って調整をするという形で支援ができるべきだと思います。
委員長	障害者就業・生活支援センターの意見を踏まえた修正をここに入れるようにしたいと思います。 そうすると、66ページの①「企業等への啓発の充実と就労先の確保」の取組内容の2つめ、「障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、特別支援学校卒業後の進路について、就労先の確保に努めます」となっていますが、ここも同じように修正しますか。
委員	卒業する特別支援学校の生徒だけと取れなくはない感じもします。それ以外の障害をお持ちの方に関しても就労先の確保をしてますので。
委員長	確かに卒業生のみに見えてしまう感じもします。ここも考えたいと思います。他に意見や確認ありますか。 無いようですので、次の説明について事務局お願ひします。

事務局	(事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」P69～P71の説明)
委員長	何か質問ありますか。
委員	②「医療的ケア児（者）への支援対策整備」というところで、公立の学校でも、医療的ケアの必要な子どもが出てきた時に、「関係機関と連携」の中に、学校教育課や発達サポートセンターが入ってくると思うので、社会福祉課の下にその二つの課を入れてもいいのではないかでしょうか。
事務局	医療的ケア児に関して、医療的ケア児のコーディネーターや県のコーディネーターとは社会福祉課の方でつながっています。ただ、学校側から先に話が入ってくるケースもあります。
委員長	この計画の上では社会福祉課が関わることが多いようですので、このままでいいですか。学校教育課や発達サポートセンターも入れ込んでおくほうがいいのか、どちらの方がいいですか。
事務局	学校教育課と発達サポートセンターもという話が出たので、各課に聞いて対応したいと思います。
委員	インクルーシブ教育の推進のところは、どちらかというと支援学級や支援学校のイメージが強くて、医療的ケア児の支援が、インクルーシブ教育の中に含まれているかどうかというのはすごく読み取りづらい。医療的ケア児とその家族に対する支援という形でここに文章として明文化はされているので、その中で社会福祉課だけではなく、学校生活もその子の生活の一部という意味では、学校教育課と発達サポートセンターが入ってもいいと思います。
委員長	学校教育課や発達サポートセンターと調整確認を事務局にお願いをしたいと思います。 他に意見や確認ありますか。
	無いようですので、次の説明について事務局お願いします。
事務局	(事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」P72～P79の説明)
委員長	何か質問ありますか。
委員	基幹相談支援センターの設置ということですが、この基幹相談支援センターというのはどんなことをする所とイメージしていますか。

事務局	基幹相談支援センターの設置に向けて相談を進めていますが、基幹相談支援センターの役割としては、地域の相談支援事業者の人材育成や、地域のニーズを把握した上での地域づくりというところを目標に掲げて運用していく予定といたします。
委員	具体的に設置するとすれば、市役所外をイメージしていますか。
事務局	あくまで検討段階ですが、今は市役所内での設置を考えています。
委員長	他に意見や確認ありますか。 無いようですので、次の説明について事務局お願いします。
事務局	(事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)」P80~P83の説明)
委員長	何か質問ありますか。
委員	福祉のまちづくりについて、投票率が非常に低いが、その対策として、「コミュニケーションボードなどの支援ツールの活用等のより、投票しやすい環境づくりに努めます」ということが挙がっているが、コミュニケーションボードいうのはどんなものですか。
事務局	実際の投票会場で、投票の順番書いたようなものとか。
委員	これまでもあったということですか。それとも新しく提案ということですか。
事務局	6月の議会の中で質問がありまして、コミュニケーションボードも導入していくと回答しています。
委員長	障害の種類とか程度によって、いろんな支援ツールがありますので。 最近、障害のある人たちの選挙の参加については、話題になっているテーマでもあるので、この整備はぜひ進めていっていただきたいです。 他に意見や確認ありますか。 無いようですので、次の説明について事務局お願いします。
事務局	(事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)」P84~P87の説明)
委員長	何か質問ありますか。
委員	「情報アクセシビリティ・コミュニケーション」という非常に言いにくい長い横文字が並んでいるのですが、もう少し分かりやすく表記はできませんか。

事務局	もともと作っていた案は、分かりやすい文言の形で検討していたが、課内で話し合い、せっかくその法律ができているので、それを使おうとしたものです。
委員	全部変えてしまうと、この法律の意味がなくなってしまうので、表題は固有名詞みたいなものとして残しておいて、後ろに「（情報保障・意思疎通支援）」と付け加えるなどしていただけだとありがたいとは思います。
事務局	後ろに用語説明を付ける予定をしているので、そちらのほうで表記するという形を考えています。
委員	分かりました。
委員長	第1章、第2章を通じて、何か質問ありますか。
委員	医療的ケア児について、もう少し具体的に教えてください。
事務局	医療的ケア児というのは、重症心身障害児の方だけではなく、日常的に経管栄養が必要であったり、酸素吸入が必要であったり、導尿をしているなど、日常生活を送る上で、このような医療的なケアが必要という子を大きくまとめて医療的ケア児と呼んでいます。
委員	家族というのは常時その子に付いてなければいけないのですか。
事務局	今は、必要ないです。
委員	寝たきりの人の介護者は常時付きっきりで、心身とも疲れてしまって、限界になって、共倒れになって、お互いが最悪の状態で双方が命を絶つという現状はあるわけなので、寝たきり人の介護者の支援が必要ではないかと思います。障害児だけのことではなくて、介護していく人について、これから高齢化社会になってきたら、特に課題になると思います。軽度の方は一時預かりができるから、ある程度ケアは十分できていると思うのですが、重度の介護者の場合の支援については、本当に家族に対する支援が施策としてできているのかと思っています。
	それと、早期療養するには、早期発見が第一に必要ですが、母親が相談に行きたくないとか、分かっているのだけど、行きたくないというケースと、気付かない母親というのがあった場合に、その子どもたちの受け皿というのは、施策としてあるのでしょうか。
委員長	今の前半のところに関しては、訪問系サービスであったり、日中活動系サービスであったり、短期入所のところでは、介護する家族の負担軽減という文言で、ショートステイについての充実ということは盛り込まれていますが、確かに重度障害の人に特化したような書き方はしていません。

	<p>実際、医療的ケアが必要な方の利用に関しては、なかなか受け入れの事業所が少ないとという状況があります。</p> <p>二つ目ほう、各種健診事業等である程度のフォローができている部分だと思います。1歳半健診、3歳児健診、あとは5歳児アンケート。そこまで多くはないですが、早期発見の機会はそれなりにあります。ただ、問題があるのも実際ですし、恐らくどこの自治体でもなかなか相談できない保護者や、そういうところに来られない保護者は、対応が難しいというのは確かに間違いないと思います。</p>
事務局	<p>健診のときに来られなかった未受診の方に関しては、個別に訪問は行い、受診勧奨をしています。どうしても健診に来られないとか、行けないという場合はその家で健診のやり取りをしています。そこでも気になるということであれば、子育て何でも相談といって、受付時間内にいつ来てもいいという形で実施しており、日頃の相談を受けたり、子どもの様子を見たりする形で、継続的なフォローをしていますし、発達の方が気になるという場合でしたら、健康課のほうから発達サポートセンターに、この子の相談を聞いてほしいということで情報提供があって、子どもと保護者が発達サポートセンターに行っていただく形でのフォローはさせてもらっています。</p>
委員	<p>親が拒否するような場合はないのですか。</p> <p>そういう場合の受け皿はどうなのですか。</p> <p>100%できているということですか。</p>
事務局	基本的には訪問をして親子と会える形をとっています。
委員	例えば、虐待の子どものように拒否された場合はそのままですか。
事務局	<p>根気よく会えるまで行きます。会えるまで訪問はしています。</p> <p>一点補足ですけども、そういう課題を解決するために、今年の2月から国の方で、妊娠子育て応援事業が始まっています。妊娠した時の母子健康手帳交付する時に5万円、出生以降その子どもを支援していくことで5万円。妊娠したときと出生後の見守りを兼ねて計10万円のお金を支給するという事業も始まっており、出生後の5万円は、保護者と子どもに面談をして、伴走的に支援していくというところでの支給であり、全国一律に事業がスタートしています。</p>
委員長	私も幾つか自治体のこういったものに携わらせていますが、概ねフォローはできるとは思います。ただ、稀なケースはどこの自治体もあると思います。ただ、加東市の場合、小規模自治体なので、結構一人一人の顔が見えているというのが大きな自治体と違う。対象となる家族とか子どもとか、あるいは市役所の中のいろんな課の一人一人の顔が割と見える。それぐらいの規模の自治体なので、それはメリットだと感じています。

委員	妊娠と出生の支援の金銭的な支援とか、あるいは相談的な支援というのは、外籍の方にも適用されるのでしょうか。
事務局	適用されます。
委員	「義務教育学校」というのは、具体的にはどういうものを指すのでしょうか。
事務局	東条学園の小中学校が義務教育学校になっています。
委員	では、今後社地域や滝野地域で、中学と小学校が合併したら、この義務教育学校となるのですか。
事務局	社地域と滝野地域の小中学校の合併については、小中一貫校になるので、義務教育学校にはなりません。
委員	東条学園だけがこの義務教育学校の中に入るのでですね。
事務局	そうです。
委員長	第3部のところはここまでにして、第4部の説明をお願いします。
事務局	(事務局より「加東市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)」P120の説明)
委員長	何か質問ありますか。 もし他にお気付きの点がありましたら、またお知らせいただき、こちらの方でも時々気付く事がありますので、そうした軽微な修正については事務局と委員長の方でさせていただければと思います。 では、これで議事のほうは終了としますので、後の進行は事務局に返します。
	4 その他 5 閉会

令和5年10月18日

署名人 石倉健二